

# 制限付一般競争入札(事後審査型)入札条件注意書

南 箕 輪 村

## 1 趣 旨

入札参加者は、この入札条件注意書、契約書、設計図書及び仕様書並びに現場を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札公告日から落札決定日までの間において南箕輪村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 南箕輪村建設工事入札制度等事務処理要綱第3条に該当しない者。

## 3 入札手続き

- (1) 南箕輪村入札参加資格者名簿に登録されていない者は、入札公告のとおり事前に南箕輪村建設工事入札制度等事務処理要綱第4条に基づく申請書を提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 工事(業務)の設計図書一式は、南箕輪村公式ホームページ（<http://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/>）へ掲載するなど入札公告のとおり閲覧できるものとする。
- (3) 設計図書一式に対する質問がある場合は、入札公告のとおり指定場所に質問書(指定様式)を提出すること。なお、その回答は、南箕輪村公式ホームページに掲載し、質問者へ直接の回答はしない。
- (4) 入札参加者は、入札書等を入札公告のとおり提出期限までに郵送若しくは直接持参すること。
- (5) 開札後、落札者を決定するため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

## 4 入札書等の提出方法

- (1) 入札参加者は、入札書と工事(業務)内訳書(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの郵送方式又は直接持参により次に掲げる方法で提出しなければならない。
  - ア 入札書等は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - イ 入札書を中封筒に入れ封かんし、封筒の表面には「開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・入札者の商号又は名称・担当者名及び連絡先(電話番号・FAX番号)」を記載すること。
  - ウ 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事(業務)内訳書を入れ封かんし、封筒の表面には「開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・入札者の商号又は名称及び住所」を記載すること。
- (2) 入札書に所要事項を明記及び所定の箇所に押印し、入札公告のとおり提出期限までに提出すること。なお、郵送方式の場合は南箕輪村役場総務課で受領受付とし、直接持参の場合は南箕輪村役場財務課で受領受付とする。
- (3) (1)の方法以外により提出された入札書等は無効とする。
- (4) 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び工事(業務)内訳書を同封してはならない。
- (5) 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
- (6) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書投函日を記入すること。
- (7) 入札は、工事(業務)等の総額について見積られなければならない。ただし、入札書記載金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った総額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載しなければならない。
- (8) 1度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

## 6 工事(業務)内訳書

- (1) 入札参加者は、入札書とともに工事(業務)内訳書を提出しなければならない。なお、様式は次のいずれかの形式により作成することとし、単価及び金額を記載すること。

- ア 発注担当課が作成する設計書(いわゆる金抜設計書)によるもの。
- イ アと同様の項目が含まれている独自様式によるもの。
- (2) 工事(業務)内訳書には、表紙(業務名・業務箇所・発注者・日付・入札者住所及び商号又は名称を記載し、代表者印を押印)を添付する。
- (3) 工事(業務)内訳書の合計金額と入札書記載金額は原則として一致することとするが、一致しない場合は再提出を求めることがある。
- (4) 工事(業務)内訳書の内容記載方法
  - ア 工事関係は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は区分ごとに記載し、直接工事費は工種ごとに記載する。
  - イ 委託関係は、直接業務費、諸経費、技術経費等の区分ごとに記載し、直接業務費は直接人件費の内訳、直接経費の内訳ごとに記載する。
  - ウ その他は、発注担当課の指示による。
- (5) 1度提出された工事(業務)内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 工事(業務)内訳書には、ページを記入する。(5ページある場合は、1/5 2/5 ……のように記入)

## 7 入札保証金の納付

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、又は当該落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

## 8 入札及び開札

- (1) 開札は公開とし、執行回数は1回とする。
- (2) 開札時には入札に参加した業者が立会人となる。ただし、ひとりも立会わない場合には、入札事務に関係のない南箕輪村職員が立会人となる。
- (3) 同じ金額をもって入札した者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者に、当該入札者が不在の場合は入札事務に関係のない南箕輪村職員にクジを引かせ、順位を決定する。
- (4) 開札後、予定価格以下の最低入札価格から3番目までの業者及び入札書記載金額を読み上げ、落札候補者の決定を保留し、後日入札参加資格要件の審査を行い落札決定する旨宣言して終了する。

## 9 入札参加資格要件の審査

- (1) 開札後は、落札者を決定するために入札参加資格要件の審査を行うので、村から指示があった者(以下「落札候補者」という。)は、入札公告の4に掲げる書類を期限までに持参提出しなければならない。なお審査の結果、落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格要件審査は行わない。
- (2) 入札参加資格要件審査書類の提出方法は、入札担当課へ村から指示があった日から起算して2日(南箕輪村の休日を定める条例(平成元年第28号)第1条の規定する休日を除く。)以内に持参すること。
- (3) 落札者として決定された者には、入札参加資格要件審査書類が提出された日から起算して3日(休日を除く。)以内に連絡する。ただし、入札参加資格要件の審査に疑義が生じた場合はこの限りではない。
- (4) 入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適合者通知により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日から起算して10日(休日を除く。)以内に、その理由について苦情を申立てることができる。
- (5) 落札候補者が入札参加資格要件審査書類を期限内に提出しない場合、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。

## 10 入札書等の不受理、無効及び失格

- (1) 次の一に該当する入札書及び工事(業務)内訳書は不受理とし、郵送で返却する。
  - ア 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便等の郵送方式又は直接持参以外の方法で提出された場合。
  - イ 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した場合。
  - ウ 外封筒表記の宛先及び開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名が入札公告と異なる場合。
  - エ 外封筒表記の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称及び住所が記載されていない場合。

- オ 外封筒表記に複数の別業務名等の記載や誤字、脱字等により意思表示が明確でない場合。
  - カ 入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出された場合。
  - キ 入札参加資格要件を満たしていないことが確実であると認められる場合。
- (2) 次の一に該当する入札書は無効又は失格とする。
- ア 中封筒表記及び工事(業務)内訳書の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名が入札公告と異なる場合。
  - イ 中封筒表記及び工事(業務)内訳書に開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称及び住所が記載されていない場合。
  - ウ 工事(業務)内訳書の合計金額と入札書記載金額が一致しない場合。ただし、工事(業務)内訳書の合計金額と入札書記載金額の差が1万円未満の場合は除く。
  - エ 工事(業務)内訳書を提出しない場合や未記入など不備がある工事(業務)内訳書を提出した場合。
  - オ 同一人が2通以上入札した場合。
  - カ 金額の記載及び商号又は名称・押印のない場合。
  - キ 誤字、脱字等により意志表示が明確でない場合。
  - ク 金額の訂正に訂正印がない場合。
  - ケ 入札参加資格要件を満たしていない者が提出した場合。
  - コ 予定価格を上回る入札価格を記載した場合。
  - サ 入札参加者が協定して入札した場合。
  - シ 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事(業務)の入札書。
  - ス 上記アからシに掲げるもののほか、虚偽の入札参加資格審査申請書類を提出した場合又は入札公告及び入札条件注意書において示した入札条件に違反した場合。

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は落札の決定後5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合その端数を切捨てた金額)を落札価格とする。
- (3) 契約に要する経費は受注者の負担とする。

## 12 契約保証金

落札者は、次の各号の一に該当する場合を除き、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし次の一に該当する者が契約を締結した場合において当該落札者が契約を履行しないときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

- (1) 落札者が保険会社との間に南箕輪村を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出し、村長の確認を受けた場合。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事(業務)履行保証契約を締結し、かつ、当該保証契約書を提出し、村長の確認を受けた場合。
- (3) 落札者が村・国(公社・公団を含む。)又は他の地方公共団体と過去2年間に種類・規模を同じくする請負(委託)契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ当該契約を確実に履行するものと村長が認める場合。

## 13 その他

- (1) 落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をした場合、落札候補者が入札参加資格要件審査書類を提出しない場合又は落札者が契約を締結しない場合は、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止を行う。
- (3) 工事受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。
- (4) 工事受注者は、契約した工事に係る下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で村長に報告しなければならない。